

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和四年十月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和四年八月四日奈良県指令建第一一〇一四〇号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和四年十月十八日建第一〇〇三三号  
公共施設に関する工事の検査済証 令和四年十月十八日建第五七七七号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

天理市別所町五三六番一の一部、五四五番四及び五四五番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

天理市守目堂町一〇番地一八

株式会社東新ハウジング 代表取締役 丸山敦

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 天理市別所町五三六番一の一部及び五四五番五

下水道 天理市別所町五三六番一の一部

水路 天理市別所町五三六番一の一部